

一般購入条件

日本法に準拠する。

目次

1. 定義	Error! Bookmark not defined.
2. 適用範囲	Error! Bookmark not defined.
3. 契約文書	Error! Bookmark not defined.
4. 発注書-契約の成立-本件免除	Error! Bookmark not defined.
5. 契約製品および／または契約サービスの変更	Error! Bookmark not defined.
6. 情報、助言、警告	Error! Bookmark not defined.
7. 認証-ライセンス-免許および許可	Error! Bookmark not defined.
8. 品質保証	Error! Bookmark not defined.
9. 法令および規則	Error! Bookmark not defined.
10. サプライヤーの人員	Error! Bookmark not defined.
11. 監査	7
12. 製造の柔軟性	8
13. 納入	8
14. 契約製品および／または契約サービスの受け入れ	9
15. 遅延に対する特別救済方法	9
16. 本件価格、インボイス発行、支払条件	10
17. 保証	11
18. 責任	11
19. 当会社の関与	12
20. 保険	12
21. 所有権および危険負担の移転	13
22. 産業財産権および知的財産権	13
23. 秘密保持	14
24. 個人データの保護	15
25. サンプル、模型品、工具	17
26. 契約の終了	18
27. 本契約の満了あるいは終了の効果	18
28. 不可抗力	Error! Bookmark not defined.
29. 適用法-法的管轄	19
30. 一般規定	19

1. 定義

異なる記述にかかわらず、下記の用語および表現が本契約において頭文字を大文字にして使用される場合、下記の意味を有するものとする。

GPC	一般購入条件をいい、本文書および本文書に添付される文書または言及により本文書の一部となる文書で構成される。
関連会社	Faurecia S.A.または Faurecia S.A.の承継人により支配される法的単位をいい、その際「 支配される 」は、当該法人における株式または議決権の少なくとも 35 パーセントを直接または間接に保有することを意味する。
監査	サプライヤーの契約義務、生産手段および施設（生産工程、設計工程および品質基準を含むが、これらに限らない。）の監査をいう。
監査人	監査を実施するために当社が専らその裁量により指名する人または団体をいう。
背景	本契約の締結時に既に存在している各契約当事者の工業財産権および知的財産のすべてをいい、本件成果物は含まれない。
確定注文	契約製品および／または契約サービスに関するすべての必要な特徴が記載された発注書をいい、納期および正確な引渡数量が含まれる。
当会社 本契約	発注書を発行する [会社名] をいう。 第 3.1 条に記載されるすべての契約文書全体をいう。
契約両当事者	当会社およびサプライヤーを総称し、契約当事者とはそれらのいずれかを意味する。
契約製品	形式（有形、無形）または媒体（紙、見本、電子機器を含むが、これらに限らない。）を問わず、契約製品の基礎となる図面、モデル、雛形、サンプルまたは同様の物品もしくはデータに加え、本契約の主題であるすべての商品、製品、機器、工具、部品、組立品もしくは二次組立品または材料をいう。
契約サービス	本契約の主題であるすべてのサービスをいう。
顧客	当社が直接または間接に顧客製品を納品する自動車メーカーをいう。当社が自動車メーカーにより指定されなかった場合、顧客とは、顧客製品の引渡のために当社を指定した会社または状況により当社にそれを委託した会社をいう。
顧客製品	契約製品および／または契約サービスを含むが、これらに限らず、当社の製品をいう。
不履行	関連当事者が契約義務に違反した場合に不履行となる。
本件瑕疵	重大な法的瑕疵をいう。(1)契約製品および／または契約サービスが合意された品質または仕様書に適合しない場合、(2)本契約の意図する用途に適さない場合、または(3)品質および／または用途が明示または黙示で合意されていない範囲において、顧客の使用に適しておらず、品質が同種の品目において一般的ではない場合、契約製品および／または契約サービスに重大な瑕疵があることになる。サプライヤーが契約製品および／または契約サービスと異なる種類の品目またはそれらより価値の低い品目を納品することは重大

な瑕疵に相当する。

契約製品および／または契約サービスに関連し、第三者が、当会社に対し本契約に基づき引き受けられる権利または請求以外のあらゆる種類の権利または請求を主張することができる場合、契約製品および／または契約サービスには法的瑕疵があることになる。

本件機器	契約製品および／または契約サービスを履行するために契約当事者が製造または提供するサンプル、モデル、試作品、キャリバーおよび工具など、ただしこれらに限らない付属品をいう。
Faurecia	Faurecia の関連会社により構成されるグループをいい、当会社も含まれる。
Faurecia S.A.	2, Rue Hennape, 92000 Nanterre, France に本社を有し、ナンテールの商業登記所において第 542 005 376 号で登録された有限責任会社である Faurecia S.A. をいう。
不可抗力	予見可能ではなく、影響を受けた契約当事者の合理的な管理が及ばず、影響を受けた当事者が契約義務を通常通りに履行する能力を妨げる事象をいう。サプライヤーの人員に限定されるストライキまたは下請業者の人員によるストライキは本契約に基づく不可抗力事象とはならない。
工業財産権および知的財産権	契約当事者または第三者の工業財産権および知的財産権により構成され、財産権およびノウハウも含まれる。
インボイス	契約製品および／または契約サービスの関連引渡の特定および確認に必要なすべての情報を含む商業インボイスをいい、それにより受領者はインボイス金額を財務会計上の負債として計上することができる。
ノウハウ	サプライヤーのあらゆる種類のノウハウ、特に発明、テストおよび開発報告、図面、モデル、アイデア、提案および計算結果をいい、これらは財産権ではない。
指定通知	当会社が契約製品および／または契約サービスの供給に関してサプライヤーを指定する文書および付属書類をいう。
見計らい注文	納期または正確な納品数量など特定の詳細を除いて、契約製品および／または契約サービスのすべての必要な特徴を記載し、納期および正確な納品数量は個別の発注書、納品予定書その他同様の文書の枠組内で発生することを定めた発注書をいう。
注文確認書	サプライヤーが署名する発注書の写しまたは別途なされる確認をいう。
特定条件	当会社またはサプライヤーの所在国に固有の法的問題も含めて、特殊な製品、現地市場または納品要件に対応する固有の要件を記載した個別の取引条件をいい、添付書類も含まれる。特定条件は、発注書に基づき適用されることが意図され、当会社およびサプライヤーを拘束する。
個人データ	特に名称、識別番号、場所データ、オンライン識別子などの識別子または当該自然人の身体的、生理学的、遺伝学的、精神的、経済的、文化的または社会的特定に固有の単独または複数の要因に特に言及することにより、直接または間接に特定された人または特定可能な人に関する情報および個人情報の保護に関する法律第 2 条 1 項に定義する「個人情報」をいう。

個人データ管理者	個人情報の保護に関する法律との関係において、当該法律第 2 条 5 項に定義される「個人情報取扱業者」をいう。
本件価格	契約製品および／または契約サービスの対価として当社が支払わなければならない価格をいう。
財産権	本契約の締結日においてすでに発行されているか、後に発行されるかを問わず、（日本国著作権法第 27 条および第 28 条の定める権利を含む）特許、実用新案、商標、意匠特許、著作権または他の財産権をいう。
発注書	当社が契約製品および／または契約サービスを発注する手段として利用するすべての文書をいい、見計らい注文も含まれる。
本件リリース	見計らい注文の場合の契約製品および／または契約サービスの個別の発注書をいう。
本件成果物	契約製品および／または契約サービスを提供する枠組内で本契約の締結後に各契約当事者が創出する工業財産権および知的財産権全体ならびにすべての知的作業および発明をいい、背景は含まれない。
使用权	工業財産権および知的財産権に係る品目または権利を利用する権利をいう。特に製造する権利、追加的開発、複製、宣伝、提示、適合、再設計、使用およびマーケティングを行う権利が含まれる。本契約に別段の明記がなされない限り、使用权は、工業財産権および知的財産権の期間中、自由に移転および／または再許諾されることができ、取消不可であり、世界的に有効である。
仕様書	Faurecia が指定する契約製品および／または契約サービスの必要な特性および特徴をいい、通常は発注書および／または指定通知の添付文書に記載される。
下請業者	サプライヤーが契約製品および／または契約サービスの実施の少なくとも一部の実施を委託する第三者をいう。
サプライヤー	当社に対する契約製品および／または契約サービスの提供が求められる契約当事者をいう。

2. 適用範囲

一般購入条件（以下「本 GPC」という。）およびより包括的にいうと本契約は、契約両当事者間の契約交渉の結果であり、当社により発行されるすべての発注書に適用されるものとする。

その結果、本契約の条件以外のいかなる条件も（サプライヤーがオファーに基づき、または注文確認書に基づき提示または主張する契約条件を含む。）、契約両当事者には適用されない。

3. 契約文書

3.1 本契約は、優先順位の順に記載した下記の文書で構成される：(i)本件リリース、(ii)当社が発行する発注書、(iii)該当する場合は指定通知、(iv)該当する場合は特定条件、(v)本 GPC。本契約の各規定の間に齟齬が生じた場合、上記の順序に基づいて文書の優先順位が決定されるものとする。

3.2 本契約は、契約両当事者間の完全合意を構成し、明示であるか黙示であるかを問わず、書面であるか口頭であるかを問わず、すべての従前の表明および／または合意に優先し、置換える。

3.3 本契約の変更が要請された場合であっても、契約製品および／または契約サービスの履行が不当に遅れ、または中断されることがあってはならない。本契約の変更は書面で行わなければならない、契約両当事者が有効に署名しなければならない。

4. 発注書-契約の成立-本件リリース

4.1 当社が発行する発注書は、当社の決定により、書状、電子メール、ファクスその他電子的手段によって送付することができる。サプライヤーが、発注書の発送から 10 暦日以内に当社が定める、書状、電子メール、ファクスその他電子的手段によって、当社に注文確認書を発送する場合、本契約は成立するものとする。発注書の発送日が特定可能ではない場合、発注書に記載される日付が発送日とみなされるものとする。

4.2 当社は、注文確認書の受領前にいつでも、理由の説明なく直ちに、書面で発注書を取り消すことができるものとする。適時に取り消された場合、サプライヤーは、契約締結または補償もしくは損害賠償金など原因を問わず、一切請求することができないものとする。

4.3 サプライヤーが注文確認書を発送せず、第 4.2 条に基づいて発注書が取り消されなかった場合、本契約は、第 4.1 条からの逸脱により、サプライヤーが発注書の全部または一部を実行し、当社が各契約製品および／または契約サービスを留保なく受け入れ次第、有効に成立したとみなされるものとする。

4.4 第 4.1 条の条件は本件リリースに準用されるものとする。各本件リリースは、（見計らい注文の発送および受諾により成立した）本契約の一部とみなされ、分離されたものとはみなされないものとする。その結果としてサプライヤーが特定の件リリースを履行しない場合、サプライヤーはこの不履行に誘発されるすべての財務的帰結に責任を負う。サプライヤーが繰り返し、または継続的に本件リリースを履行しない場合、本 GPC の第 24 条に基づく該当する本契約の解除の原因となることがある。

5. 契約製品および／または契約サービスの変更

5.1 当社は、いつでもサプライヤーに契約製品および／または契約サービスの変更を要求する権利を有するものとする。サプライヤーは、合理的な期間内に、変更の実現可能性ならびに技術的影響および商業的影響を精査し、変更の実施に関する書面の提案を当社に送付するものとする。提案には、（特に契約製品および／または契約サービスの品質、安全性、費用および／または納期に関する）変更の影響の詳細ならびに必要な文書を記載するものとする。変更要求が品質または安全性の問題を理由とするものである場合、サプライヤーは直ちに当該変更の技術的実現可能性および商業的実現可能性を精査しなければならない、直ちに提案を送付するものとする。

5.2 当社がサプライヤーの提案を受け入れる場合、契約両当事者は、変更の実施前に本契約の必要な調整をすべて書面で実施するものとする。これは特に、仕様書、図面、本件価格、納期その他期間の調整に適用されるものとする。

5.3 契約両当事者が第 5.1 条および第 5.2 条に定めるように、すべての必要な変更に関する合意に至らない場合、当社は、下記のいずれかを実施することができるものとする。

- 第三者に変更の実施を委託する。その場合、サプライヤーは、変更の計画および実施に必要なすべての図面、仕様書その他の文書を当社に交付することを約束する。本件価格の枠組内で報酬が支払われていない場合、サプライヤーは、交付後上記文書の使用に関する合理的な報酬を要求することができる。

- 第 26 条の規定に基づき本契約の全部または一部を解除する。

5.4 サプライヤーは、当社による書面の事前同意なく、契約製品および／または契約サービスを変更することはできない。

6. 情報、助言、警告

サプライヤーは、契約製品および／または契約サービスの実施および履行における専門家である。したがって、サプライヤーは、当社のスキルおよび／またはノウハウにかかわらず、契約製品および

／または契約サービスに関連して、それらの品質または安全性を含む、必要なすべての情報、助言および警告を当会社に速やかに連絡するものとする。サプライヤーは、特に下記事項を実施するものとする。

- 契約製品および／または契約サービスの正しい保管および使用に必要なすべての情報および助言を当会社に提供する。
- 契約製品および／または契約サービスの仕様書が網羅的であり、契約により合意された用途または既知の用途に適しており、相応しいものになるよう徹底する。サプライヤーは、契約製品および／または契約サービスが顧客製品の販売、流通または使用が行われる国の法律または規則に違反する場合には、速やかに当会社に通知しなければならない。この通知義務は、サプライヤーが顧客製品の販売または使用が予定される国を認識しておらず、または認識しているはずがない場合には適用されないものとする。
- 契約製品および／または契約サービスに関して品質リスクその他不適切な点を認識した場合は当会社に通知し、契約製品および／または契約サービスに瑕疵がある場合、特に本件瑕疵が生命・身体の安全または財産に危険を及ぼす可能性がある場合は速やかに当会社に警告する。
- 契約製品および／または契約サービスの品質を改善し、その費用を削減するための対策を当会社に提案する。

7. 認証-ライセンス-免許および許可

- 7.1** 必要であれば、サプライヤーは、本契約に記載される政府機関または組織により認証、ライセンス、免許および／または許可を受けなければならない、本契約の期間中、当該認証、ライセンス、免許および／または許可を維持するために必要なあらゆる措置を講じるものとする。認証、ライセンス、免許および／または許可は、権限を有する独立した組織により提供されなければならない、契約製品および／または契約サービスが含まれていなければならない。サプライヤーは、認証、ライセンス、免許および／または許可に関する状況の変更の可能性または実際の変更が生じた場合はそれに関して講じた措置とともに速やかに当会社に通知しなければならない。
- 7.2** サプライヤーが第 7.1 条に記載される認証、ライセンス、免許および／または許可に関する義務に違反した場合、当会社は、本契約の履行を中断し、または違反を理由として本契約を解除することができるものとする。

8. 品質保証

- 8.1** 本契約を締結することにより、サプライヤーは、サプライヤーに伝達された Faurecia の品質管理システムを受け入れ、本契約に定められる条件を厳守することを約束する。
- 8.2** サプライヤーは、本契約に定められる品質手順を順守して契約製品および／または契約サービスを履行するものとする。サプライヤーは、契約製品および／または契約サービスならびにそれらの安全性に関連するすべての証明書のコピーを当会社に交付するものとする。

9. 法令および規則

- 9.1** サプライヤーは、下記事項を順守するものとする。
- 労働、健康、安全および環境の分野に関するものも含めて、適用されるすべての法令および規則を順守する。サプライヤーは、当会社の事業所内で作業を実施しなければならない場合には、各事業所において有効な社内指示ならびに安全、健康および環境に関する規定をすべて順守し、必要に応じて必要な許可を取得する。
 - 児童労働を禁止する 1989 年 11 月 20 日付の児童の権利に関する国連条約の規定を順守する。
 - 1957 年 6 月 25 日付の強制労働廃止に関する国際労働機関条約の第 1 条における強制労働をいかなる方法においても使用しない。
- 9.2** サプライヤーは、第 9.1 条に定める義務が重要な契約義務であることを認める。

9.3 サプライヤーは、これらの義務が当会社もしくは顧客により要求されたものであるか、当会社と顧客との間で合意されたものであるかを問わず、倫理、社会的許容性および環境持続可能性に関する当会社のすべての要件および要請を順守しなければならない。

9.4 法律で許容される範囲において、サプライヤーは、「Faurecia 倫理規範」および「Faurecia 行動規範」も順守することを約束し、自らの供給者、下請業者およびサービス提供者との契約関係においてそれらを順守することに同意する。Faurecia 倫理規範は、サプライヤーによりすでに受領され、閲覧可能である。Faurecia の従業員が Faurecia 倫理規範の倫理基準に基づいて行動しなかったとサプライヤーが考える場合、サプライヤーはそれを当会社に通知するものとする。

9.5 サプライヤーは、特に米国外国汚職行為防止法、英国贈収賄法およびサパン II 法など、腐敗防止に関して適用されるすべての法律、条約または規則を常に順守することを保証する。

サプライヤーは、契約、事業機会その他事業上の利益を得る、もしくは保持するために、または下記の者の公的能力における行動または決定に影響を及ぼすために、サプライヤー自身またはその関連会社がいかなる形式の商取引上の贈収賄にも従事しておらず、以後も従事せず、政府機関または政府に所有され、政府に支配されもしくは政府と関係する事業体の職員もしくは従業員に対し、またはそれらの者の利益のために、直接または間接に、有価物を提供せず、提供を申し出ないことを表明し、保証する。下請業者、販売業者、代理人、その他関係する第三者に本規定に基づいて行動させることはサプライヤーの責任である。

サプライヤーは、当会社の要請により、上記事項の順守を不当な遅延なく書面で証明する。

本条を順守しない場合、当会社は、サプライヤーとの間で存在するすべての法的取引から直ちに撤退し、または、当該取引を終了し、当会社が法律によりサプライヤーに要求することのできる他の救済を損なうことなく、直ちに、補償なく、すべての交渉を取り消す権利を有するものとする。

サプライヤーは、サプライヤーの不履行に起因または関連するあらゆる責任、請求、要請または費用（特に法務その他の専門家費用を含む。）に関し当会社に補償し、当会社を免責する。

9.6 サプライヤーは、要請を受け次第、「Faurecia バイ・ビヨンド」活動に参加し、Faurecia から提供された社内プラットフォームを使用して社会的責任（CSR）の評価を完了するものとする。

9.7 サプライヤーは、第 9.1 条、第 9.4 条および第 9.5 条に規定される契約義務の違反に起因して当会社が負担し、または関与するあらゆる損害、費用または責任に全責任を負うものとする。サプライヤーは、それに関連する第三者によるすべての請求に関し（法的費用も含めて）当会社を補償し、当会社を免責しなければならない。

10. サプライヤーの人員

サプライヤーは、本契約の履行のために自己が使用するすべての従業員、一時労働者、請負業者および代理人の監視、使用および合理的支払の責任を負う。サプライヤーは、資格を有し、適切なトレーニングを受けた者以外を使用してはならない。

契約製品および（または）契約サービスがフランスで実施される場合には、サプライヤーは、違法就労に関する労働法規定（フランス労働法典第 L.8222-1 条以降、第 R.8222-1 条以降、および第 D.8222-5 条（フランス所在のサプライヤーに適用される）および第 D.8222-7 および D.8222-8 条（フランス以外に所在するサプライヤーに適用される）のほか、フランス以外の労働者に適用される労働法規定（フランス労働法典第 L.8251-1 条以降および第 D.8254-2 条以降）に従わなければならない。両当事者の約束の必須条件として、サプライヤーは本第 10 条記載の法律条文で参照されているすべての文書を当会社に提出しなければならない。これには、フランス語翻訳並びに契約製品および（または）契約サービスの実施に従事する者がフランス労働法典第 L.3243-1 条以降および第 L.4711-1 条以降に従って雇用された旨の証明が含まれる。サプライヤーは、第 10 条記載の義務が重要な契約義務であることを確認する。

11. 監査

- 11.1** 当社は、相当な期間を設け、事前に通知した上で、サプライヤーの施設で、通常の営業時間内に、監査を実施することができる。当社は、監査の枠組内で、特に、監査に先立ち、品質保証体制、個人データ保護体制、契約製品および/または契約サービスを検査することができる。
- 11.2** 一般的に、監査実施の 5 暦日前までに事前通知が行われた場合、相当な期間の事前通知とみなす。監査にあたって、サプライヤーの業務を不必要に妨げてはならない。
- 11.3** サプライヤーは、監査人に全面的に協力し支援するものとする。特に、サプライヤーは、監査人による製造施設および他の作業所へのアクセスを許可し、要請された書類および情報を提出しなければならない。監査人はまた、サンプルが本契約の品質基準に適合しているかを照合するために、証拠目的で、管理する目的での文書作成のために契約製品を持ち出すことができる。
- 11.4** 監査の結果、合意された品質基準または個人データのセキュリティ要件をサプライヤーが遵守していないことが判明した場合、サプライヤーは、かかる品質基準または要件を満たすために必要な、すべての合理的措置を速やかに取るものとする。特に、サプライヤーは、監査時に合意した措置を、合意期間内に実施しなければならない。
- 11.5** 監査が、契約製品および/または契約サービスの実施に関して問題（品質問題、納入上の問題、個人データ違反など）があったので実施され、当社に責任がなかった場合には、サプライヤーは、かかる監査に関連して当社が負担した、合理的に文書で証明できる費用を、インボイスを受領してから 20 暦日以内に銀行送金により払い戻さなければならない。
- 11.6** なお、当社の権利、特に担保請求権、損害賠償請求権または本契約の解除権は、監査を実施したこと、あるいは、監査の結果として措置が取られたことにより、影響を受けない。特に、サプライヤーは、すべての措置を独自に検証して自律的に実行しなければならない。当社は、サプライヤーの契約上の義務の遵守に関して、監査の枠内においてのみ、サプライヤーを支援する。サプライヤーが情報または支援の追加を希望する場合には、当社とコンサルティング契約を明確に締結しなければならない。

12. 製造の柔軟性

- 12.1** 見計らい注文に記載の数量は参考であり、当社による約束を示したものではない。実施の数量は本件リリースで指定される。
- 12.2** 契約製品および/または契約サービスを必要とする車両の増産を顧客が要求した場合、サプライヤーは、本契約上の数量に加えて、発注書について合意された価格で、追加料金なく、当社による契約製品および/または契約サービスの増量に従う増産を行うことに同意する。
- 12.3** 減産および停止
- 契約製品および/または契約サービスを必要とする車両の減産または製造停止を顧客が要求した場合、当社は、責任を負うことなく、下記を行う権利を持つ。
- 減産に関しては、追加費用なく、サプライヤーからの発注計画または見計らい注文に記載された数量をしかるべく調整すること。
 - 製造停止に関しては、事前に通知して第 26.3 条に従い、本契約を解除すること。
- 12.4** サプライヤーは、本第 12 条記載の事情に対応できるよう、自己の製造を計画しなければならない。各当事者は、かかる事情に起因する自己の費用を負担する。

13. 納入

13.1 納期

- 13.1.1** 発注書で別段の定めがある場合を除き、契約製品の納入は「**FCA【指定仕向地】**」（インコタームズ 2010 年版の定義に従う）により行う。納入の場所と日時は発注書に記載の通りとする。

13.1.2 契約製品は、本契約で合意された物流要件に従って納入しなければならない。特に、納品書は本契約で指定された要件に従ってなければならない。

13.2 梱包

13.2.1 サプライヤーは、契約製品の梱包を、輸送態様に適合する合理的な方法で行い、契約製品が輸送中、荷役作業中、あるいは仕向地での保管中に損傷しないようにしなければならない。

13.2.2 梱包およびラベル表示は、法律および発注書の記載事項に適合してなければならない。

13.3 時期

13.3.1 日付あるいは期限は本契約に記載の通りとする。契約サービスの履行および／または契約製品の納入日あるいは期限は、当会社にとって重要事項である。サプライヤーは、契約製品および／または契約サービスが指定日以内または期限以内に納入あるいは実施されなかった場合、相当な損害が生じることを確認する。

13.3.2 上記の日付または期限に先立って、契約製品および／または契約サービスを実施もしくは納入する場合には、当会社からの事前の文書による承認を必要とする。

13.3.3 サプライヤーは、すべての見計らい注文について合理的なバックアップ体制および緊急時対策を維持して、見計らい注文期間を通じて、契約製品および／または契約サービスが実施されるように万全を期すものとする。バックアップ体制および緊急時対策は、最低限でも、自動車業界の慣習的基準に適合してなければならない。

14. 契約製品および／または契約サービスの受け入れ

14.1 納入後、当会社は、契約製品および／または契約サービスについて、種類、数量、明らかな損傷の有無を検査し、本件瑕疵が発見された場合には速やかにサプライヤーに通知するものとする。かかる通知が納入から 5 営業日以内に送付された場合には、適時に行われたものとみなす。また、当会社は契約製品および／または契約サービスについて、通常の製造プロセスの枠組内で検査し、本件瑕疵を発見した場合には速やかに通知しなければならない。該当する法制度または国際物品売買契約に関する国際連合条約の条項による、商品受入検査に関する追加要件は適用されない。

14.2 サプライヤーが見計らい発注に記載の契約製品および／または契約サービスを反復して提供する場合、当会社は、瑕疵のある契約製品および／または契約サービスを拒否する権利を持つ。この場合、サプライヤーは、拒否通知を受領してから 8 暦日以内に、拒否された契約製品および／または契約サービスを自己の費用負担で回収しなければならない。かかる期間が経過した後は、当会社は、拒否された契約製品および／または契約サービスをサプライヤーの費用および危険負担で サプライヤーに返送する権利を持つ。

14.3 特定条件／発注書には追加的な受領手続を定めることができる。

15. 遅延に対する特別救済方法

15.1 本契約に従った契約製品および／または契約サービスの納期に不履行があった場合、サプライヤーは、当会社が、不履行の理由を釈明する機会をサプライヤーに与えた後に、遅延した 契約製品および／または契約サービスについて、営業日 1 日につき、契約製品および／または契約サービスの正味本件価格の 0.2%（または連続する納入の場合は 0.4%）を遅延に対する特別救済方法として請求することができを確認し同意する。ただし、遅延した確定注文または本件リリースの正味価格の合計 10%を上限とする。かかるペナルティは、当会社が損害賠償請求を行い、あるいは本契約および／または発注書の全部または一部を解除する権利を行使することを妨げない。

15.2 当会社が、契約製品および／または契約サービスを受け入れた場合でも、当会社は、本件価格を完済する前に、ペナルティの支払を要求することができ、サプライヤーはかかるペナルティの支払を行わなければならない。

16. 本件価格、インボイス発行、支払条件

16.1 一般規定

16.1.1 当社は、本契約が定める本件価格を支払う義務を負う。

16.1.2 本件価格は、契約製品および／または契約サービスの対価の一括払であり、契約製品および／または契約サービスの提供に関するサプライヤーに適用されるすべての費用が対象であり、背景および本件成果物の使用権、本件成果物の移転、輸送、管理、税およびその他の関税、付随的対価、品質管理の費用が含まれる。

16.1.3 サプライヤーが注文確認書を発行し、または契約製品および／または契約サービスの全部または一部の履行を開始した場合には、本件価格の決定に必要なすべての関連情報をサプライヤーが当社から入手済みであり、あるいは、かかる情報を他の情報源から入手済みであることを確認したものとする。また、サプライヤーは、自己が自動車サプライヤー業務の状況および特殊事情に精通しており、本件価格の決定にあたってこれらを考慮したことを確認する。

以上を鑑み、かつ本契約が定める条件に従い、本件価格は確定かつ最終とする。サプライヤーは、事情または特別事態もしくは情報不足を理由として本件価格の調整を要請することができない。

前記にかかわらず、発注書に価格調整の仕組が定められていた場合には、本件価格を調整することができる。いずれの場合においても、各契約当事者は、相手方契約当事者に対し、証拠文書を添えて本件価格の調整を書面にて要請することができる。契約当事者は、要請書を受理してから 10 暦日以内に会議を行い、特に要請が行われた日現在の財務上および経済上の制約を考慮して、かかる要請の妥当性について誠実に協議するものとする（カスタマーが本件価格の調整を支持する意志を含むがこれに限定されない）。

かかる誠実な協議を行っても、契約両当事者が、要請された価格変更に合意できなかった場合には、要請を行った側の契約当事者は相手方に対し、かかる協議の終了から 8 暦日以内に、契約製品および／または契約サービスの提供を継続するか、第 26 条に従って本契約を解除するか、あるいは第 29 条に従って管轄権のある裁判所に付託するかを通知しなければならない。

交渉中、および解除通知期間が終了するまでまたは管轄権のある裁判所が最終かつ拘束力のある決定を行うまでの間、有効な本契約に従って、特に発注書に記載の本件価格に従って、契約製品および／または契約サービスの提供を継続しなければならない。

16.2 関税および税

本件価格には、適用される税および関税は含まれていない。サプライヤーは、適用されるすべての法令に従い、関税および税の額をインボイスに追加しなければならない。

16.3 インボイスの発行

サプライヤーが発行するインボイスは下記の通りとする。

- 特定の発注書に関連付けられていること（「発注書」番号を記載すること）
- 契約製品および／または契約サービスが納入されまたは実施された後、可能な限り早い日に発行すること。
- 契約製品および／または契約サービスの特定と確認に必要なすべての情報が記載されていること（「発注書」番号を含む）。
- 支払条件に関するすべての情報が記載されていること
- 発注書に記載された住所宛てに 2 部送付するものとし、契約製品の納品書に添付しないこと。

当社は、前記の要件に適合しないインボイスを拒否し、返送し、かかるインボイスにもとづく支払を行わない権利を有する。

16.4 支払条件

16.4.1 現行の法令規定に従うことを条件として、本件価格はインボイス発行日から 60 日以内に支払期限が到来し、当会社は支払義務を負う。

16.4.2 支払遅延があった場合にはインボイスに記載された支払期日の翌日から遅延利息が発生し、催告は不要とする。契約両当事者が別段の合意を行った場合を除き、遅延利息の利率は、年率 14.6%とする。遅延損害金は、利息を元本に組入れることなく、未払金に、暦日単位に上記の利率を日割り計算して算出する。

16.5 相殺

当会社は、本件価格その他の当会社が支払うべき金額と、サプライヤーに対して有する反対債権を相殺することができる。

17. 保証

17.1 発注書または指定通知に別段の定めがある場合を除き、瑕疵担保責任の期間は、対象となる契約製品の納入および／または契約サービスの受領から 36 カ月とする。前記にかかわらず、契約製品および／または契約サービスは、適用される法令が定める明示あるいは黙示のすべての保証を条件とするが、日本の商業法典第 526 条の規定は適用されない。

17.2 サプライヤーは下記を保証する。

- 契約製品および／または契約サービスが合意された用途に適合していること（サプライヤーが契約製品の設計に参加している場合には、当会社が指定するコンポーネント、システム、サブシステムが車両所在地において性能を有し、契約製品が使用されると想定される環境において、合理的に期待する性能を有すること）。または用途について明確な合意がない場合には、通常の使用に適しており、用途に従った使用期間中においては不具合が発生することなく機能するよう設計されていること。
- 契約製品および／または契約サービスは、発注書に別段の定めがある場合を除き、一般に認識されているエンジニアリング基準および適用される法令および法的要件に従って提供されていること。
- 契約製品および／または契約サービスは、契約製品および／または契約サービスについて定めた図面、仕様書、確認書その他の文書に従って提供されていること。
- 契約製品および／または契約サービスは、発注書または上記の文書に別段の定めがある場合を除き、初期サンプルに従って提供されること。
- 契約製品および／または契約サービスには、明らかなまたは隠れた本件瑕疵は存在しないこと。

17.3 サプライヤーは、当会社から要請があった場合には、サプライヤーの費用負担で、契約製品および／または契約サービスに関連して当会社またはカスタマーが実施する監査、検討、分析に積極的に参加しなければならない。

17.4 契約製品および／または契約サービスが前記の保証に適合していない場合、サプライヤーは、当会社から要請があった場合には、可能な限り迅速に、契約製品の修理または交換を行うか、サービスの是正または実施を再度行わなければならない。当会社が潜在的な損害について賠償請求求める権利または第 26 条に基づいて本契約を解除する権利は一切妨げられない。第 17.1 条に定める保証期間は、契約製品および／または契約サービスが提供できなかった期間分、延長されるものとする。契約製品および／または契約サービスの修理あるいは交換が行われた場合には、修理または交換の終了時から、新たに保証期間が開始される。

18. 責任

18.1 サプライヤーは、契約製品および／または契約サービスおよび／または本契約の履行に関して、自己および／またはその下請業者に起因する当会社が被った損害について、それが直接損害もしくは間接損害であるか、または、身体への損害、有形物もしくは無形物への損害、あるいは派生的損害であるかを問わず、責任を負う。第三者が被った損失（顧客が被った損失を含む）についても同様に責任を

負う。サプライヤーは、かかる損害または損失に起因するすべての結果について、サプライヤーの責任に従って按分で、当社を補償し免責することに同意し、これには、顧客が当社に請求する追加費用を含むが、これに限らない。サプライヤーは、自らに責任があった場合、当社、すべての Faurecia 事業体または顧客が実施したリコール活動、是正作業または危機対策として講じた措置にかかる一切の費用について、当社またはすべての Faurecia 事業体を補償し、防御し、免責することに同意する。

- 18.2** サプライヤーは、当該業務の専門家として、本契約の履行にあたり当社が提供したサポート水準の如何を問わず、自らの技術上の決定について、全面的に責任を負うものとする。
- 18.3** 当社が初期サンプルを受け入れた場合でも、サプライヤーは欠陥、損害、損失に対する責任を免れず、提供されたあるいは提供されることとなっている契約製品および／または契約サービスの承諾を意味するものではない。当社が契約製品および／または契約サービスのいずれかを承諾した場合、当該契約製品および／または当該契約サービスに隠れた瑕疵あるいは隠蔽されていた瑕疵があったとき、所有権または危険負担の移転を問わず、いつでも、サプライヤーは責任を負うものとする。
- 18.4** 当社が、当社に提供された契約製品および／または契約サービス、および／または本契約の履行に起因する、あるいは、関連する損害賠償請求にもとづいて、サプライヤーに対して負う損失、責任、損害（弁護士費用を含む）の責任は、請求行為の態様を問わず、サプライヤーが現実に被った直接損害およびサプライヤーが合理的な範囲内で負担した経費に限定され、当該損害についての詳細かつ納得のいく証拠文書を当社に提出することを条件とする。

19. 当社の関与

- 19.1** サプライヤーは、当該分野の専門家として、すべての技術上の決定に全面的に責任を負う。
- 19.2** 当社の行う提案の提示または他の関与行為は、助言または推奨として取り扱われ、いかなる態様においても終局的または指示と解釈されるものではない。サプライヤーは、当社から行われた推奨の妥当性、先端性、技術的相違、実質の正当性および完全性について、独自に検証し、自己の責任で採択するものとする。サプライヤーが、自らの検証により否定的な判断を行ったにもかかわらず、当社からの助言または推奨を採択した場合、サプライヤーは全面的に責任を負う。ただし、当社が、当該助言または推奨を採択について、書面にて指示した場合はこの限りではない（当社を代理する権限を有する従業員 2 名の署名を含む）。
- 19.3** 当社による提案その他の関与行為があった場合でも、サプライヤーは欠陥がない契約製品を提供するものとし、すべての期間および期日を遵守しなければならない。

20. 保険

- 20.1** サプライヤーは、自らの費用負担により、当社、当社の顧客または第三者への責任を補償するために、財務的に健全で定評のある保険会社の企業総合賠償責任保険に加入しなければならない。かかる保険には、身体傷害、財産損害、結果的損失および利益損失が含まれていなければならない。
- 20.2** 保険には、サプライヤーおよび第三者（当社および／または当社の顧客を含む）によるリコールへの保障が含まれていなければならない。サプライヤーは、当社および／または当社の保険会社への求償権を放棄しなければならない。かかる権利放棄を自己の保険会社から取得することを約束する。
- 20.3** 保険の内容は、身体傷害、財産損害、結果的損失について 1 件、1 年あたり二千万ユーロ（20,000,000 ユーロ）以上とし、利益損失並びに第三者および加入者によるリコール／交換要求については、千五百万ユーロ（15,000,000 ユーロ）以上の補償をするものとする。
- 20.4** サプライヤーは、当社から要請があれば、当社に保険証書および保険料支払の証拠を提出しなければならない。
- 20.5** サプライヤーが保険に加入維持していた場合であっても、サプライヤーは、無制限責任を負う。このことは、サプライヤーが負担する損害補償義務の額にも適用される。
- 20.6** サプライヤーは、保険の変更、修正、解除を行う場合には、変更あるいは解除の理由を問わず、事前に当社に通知しなければならない。

21. 所有権および危険負担の移転

21.1 所有権の移転

- 21.1.1 契約製品の所有権は、上記第 13.1 条に従って契約製品が納入されたときに当会社に移転する。ただし、本契約の両当事者が別段の合意を行っていた場合を除く。
- 21.1.2 所有権の移転後もサプライヤーが契約製品を当会社のために保管する場合、サプライヤーは契約製品を別途製造されたものとして保管し、当会社の財産であることを明瞭にラベル表示しておかなければならない。サプライヤーは、契約製品を、当会社に追加の契約製品および／または契約サービスを提供するためにのみ使用するものとし、これ以外の目的で使用してはならない。
- 21.1.3 サプライヤーは、当会社からの明らかな同意を得ることなく、契約製品の所有権を留保する権利を有さない。但し、当会社は、かかる同意を合理的理由なく留保してはならない。
- 21.1.4 サプライヤーは、契約製品またはその一部について、自己の二次下請業者または下請業者の所有権が留保されていないことを約束するものとする。

21.2 危険負担の移転

- 21.2.1 サプライヤーは、契約製品が当会社の製造施設に納入されるまで、契約製品の破損または損失の危険を負担する。
- 21.2.2 契約製品が納入から 1 年以内に破損し、その原因について当会社に責任がない場合、第 4 条に基づいて当会社が発行した発注書に従い、サプライヤーは、速やかに、優先して契約製品を再納入する義務を負う。新規に発行された発注書には、本契約の定め（本件価格を含む）が、準用される。

22. 工業財産権および知的財産権

22.1 背景

- 22.1.1 契約当事者は、引き続き自己の背景の所有者である。第 22.1.2 条により別段の適用がある場合を除き、相手方契約当事者の背景の使用は、当該契約当事者が事前に文書で同意した場合にのみ許可される。
- 22.1.2 成果物および／または契約製品および契約サービスの利用、並びに、さらなる開発のためにサプライヤーの背景が必要な場合、サプライヤーは、当会社に対し、自己の背景の使用権を付与しなければならない。サプライヤーが、第三者の支援がなければ自己の背景の使用権を付与できない場合には、サプライヤーは、当会社のために、かかる第三者と契約を締結しなければならない。
- 22.1.3 該当する発注書に別段の記載がある場合を除き、サプライヤーによる自己の背景の使用権の付与については、本件価格の支払により弁済されたものとする。

22.2 本件成果物

- 22.2.1 必要でありかつ法律で許可されている場合には、サプライヤーは、成果物に対するすべての所有権その他の占有権を当会社に移転するものとする。かかる移転後、当会社は、すべての国で、成果物を自由に使用し、使用権を付与し、運用し、移転することができる。サプライヤーまたは第三者による成果物の使用は、当会社が事前に文書で同意した場合にのみ許可されるものとする。また、移転が法律で許可されていない場合には、かかる権利の使用権を当会社に取消不能で付与しなければならず、かかる使用権の付与は、認められる限り排他的でなければならない。サプライヤーは、成果物が出来次第、順次その「使用権」を移転しなければならない。
- 22.2.2 該当する発注書に別段の記載がある場合を除き、本件成果物の移転については、本件価格の支払にとり弁済されたものとする。

22.3 第三者の知的財産権および／または産業財産権

- 22.3.1 サプライヤーは、本契約履行の枠組内において、第三者（下請業者を含む）の知的財産権および／または産業財産権を使用していないことを約束する。

22.3.2 サプライヤーが、第三者の知的財産権および産業財産権を使用する必要がある場合には、当社の文書による事前同意を取得しなければならず、同意を取得した場合には、当社のための適切な使用権を定めたライセンス契約を当該第三者と締結しなければならない。サプライヤーは、第三者の知的財産権および産業財産権の使用により生じるロイヤリティその他の対価の支払を行わなければならない。

22.3.3 サプライヤーは、当社による背景、本件成果物、並びに、契約製品および／または契約サービスの使用が、第三者の知的財産権および産業財産権を、現在および将来に渡り、侵害しないことを保証する。サプライヤーは、背景、本件成果物および契約製品および／または契約サービスの使用に関連して、知的財産権および産業財産権の侵害を根拠とする、第三者から、裁判上または裁判外の申立てがなされた場合、当社、Faurecia または顧客を免責し、損害を与えないようにしなければならない。

サプライヤーは、当該手続に起因するすべての費用、経費、財務的損失を負担しなければならない。サプライヤーは、当該手続に関する重要な決定について（特に、和解契約の締結、申立ての取下げ、請求の承諾など）当社および／または Faurecia と調整を行う責任を負う。当社は、上記事実について察知した場合は、直ちに、サプライヤーに通知し、サプライヤーも、同様に、上記事実を察知した場合は、直ちに、当社に通知するものとする。

22.3.4 当社が、背景、本件成果物および／または契約製品および／または契約サービスの全部または一部の使用を停止しなければならなくなった場合、サプライヤーは、自ら費用を負担することにより、当社の自由裁量にもとづき、下記の救済方法のいずれか 1 つを直ちに講じるものとする。これにより、当社が有する本契約の解除権および損害賠償請求権は、一切影響を受けない。

- 当該第三者から、当社、Faurecia および／または顧客が背景、本件成果物および／または契約製品および／または契約サービスを使用できる権利を、追加費用なく、取得すること。
- 第 22.3.2 条に従い、第三者の知的財産権および産業財産権を侵害しないために必要な範囲でのみ、契約製品および／または契約サービスの交換または修正を行うこと。

サプライヤーは、当社から要請を受けた場合、当社の施設に保管されて契約製品および／または契約サービスで、当社が使用できなくなったものを、速やかに、サプライヤーの費用負担で回収することに同意する。

23. 秘密保持

23.1 契約両当事者は、本契約の結果として、入手形態を問わず（口頭、文書、磁気および電子形式を含む）自らが取得した情報（特に、商業および財務文書、技術詳細書、データ、仕様書、本件成果物、ソフトウェア、事業計画、設計、研究、推奨、個人データ、ノウハウおよびその他の知的財産権および／または産業財産権を含むがこれらに限定されない）を秘密情報（以下「秘密情報」という。）として取り扱うことを約束する。秘密情報には以下の情報は含まれない。

- すでに公知の情報
- 契約当事者が契約義務に違反することなく、誰でも入手可能である情報
- 自由に開示する権利を持つ第三者から適法に入手した情報
- 法律の規定、判決または規制当局からのその他の決定により、開示が義務付けられた情報

23.2 いずれの契約当事者は下記を約束する。

- 秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用しないこと。
- 秘密情報の全部または一部を、本契約の履行のために開示が必要であり、かつ、相手方当事者が同意している場合を除き、直接的または間接的に、第三者に開示あるいは漏洩しないこと。この場合、秘密情報を開示する契約当事者は、当該第三者に対して、本契約と同様の条件および義務を負わせる責任を持つこと。
- 本契約の履行のために必要な場合を除き、秘密情報の全部または一部の複製または複製をしないこと。

23.3 権限のない第三者に対して図面、モデル、テンプレート、サンプルおよびこれらに類するものを提供しあるいは利用できるようにしてはならない。これらの複製は、作業の必要の枠内で、著作権の規定の範囲内でのみ許可される。

23.4 第 3 条にかかわらず、契約両当事者が別途秘密保持契約を締結した場合には、かかる秘密保持契約が本第 22 条に優先して適用されるものとする。

24. 個人データの保護

24.1 一般規定

24.1.1 サプライヤーは、本条が定める約束と義務を遵守すること、並びに、自己の常勤および非常勤の職員および下請業者に、特に、下記に定める内容と類似する約束および義務を課すことにより、本契約の規定を尊重させることを約束する。サプライヤーは、個人データの処理を行う権限を与えられた者は個人データのセキュリティ問題についてトレーニングを受けており、秘密保持義務を負う者であること、または、秘密保持について十分、法的義務を負う者であることを約束する。

24.1.2 両当事者は、個人データの処理を、データ処理業務に適用される法律（個人情報保護に関する法律を含む）および該当する場合には「EU 一般データ保護規則」第 2016/679 号に従って行うことを約束する。

24.1.3 現行規則の下において、Faurecia は、特にクライアントおよび／または従業員の個人データにかかる個人データ管理者とされる場合があり、あるいは（個人データ処理者として）クライアントのために個人データを処理する場合がある。

24.1.4 契約製品および／または契約サービスの目的のため、また発注書あるいは特定条件に別段の定めがある場合を除き、Faurecia が個人データをサプライヤーに伝達し、あるいは、サプライヤーに自己が管理する個人データへのアクセスを提供した場合には、サプライヤーは、適用される規則が定めるデータ処理者とみなされるものとする。この場合、Faurecia は、サプライヤーに伝達された個人データの全面的管理権を持つ。

24.1.5 契約両当事者は、契約関係に基づき個人データを処理する場合、サプライヤーは、本契約の規定に基づき、かつ、Faurecia からの指示に従って Faurecia のためにのみ行為することについて、明確に同意するものとする。従って、サプライヤーは、Faurecia の情報システムに格納されている個人データを、自己のため、または第三者のために活用または使用せず、コピーを作成したり、ファイルを制作したりしないことを約束する。

24.1.6 各当事者は、個人データの処理にあたり、データ保護管轄当局が定めるすべての手続に従わなければならない。同様に、両当事者は、義務付けられている一連の文書（内部記録など）の提出および作成を行わなければならない。サプライヤーは、手続、内部外部の記録、自己の手続の完了に必要な情報および内部記録文書（該当する場合には、リスク分析、データ保護影響評価など）を Faurecia に提出するか、または適用されるデータ保護規則を遵守していることを証明しなければならない。

24.1.7 サプライヤーは、すべての特定契約の条項に厳格に従うことを約束し、これには、プロバイダーと Faurecia の間で署名される「管理者と処理者の契約」あるいは「処理者と処理者の契約」などが含まれる。

24.1.8 サプライヤーは、EU 一般データ保護規則第 2016/679 号が適用される場合、当該規則により施行される、プライバシーバイデザイン原則に適合する契約製品および／または契約サービスおよび／または本件機器のみを供給するものとする。

24.1.9 サプライヤーは、Faurecia（または Faurecia のクライアント）のために自己が処理する個人データの対象である者（データ主体）の権利を保護し、かかるデータ主体が権利を行使できるように、最も実効性のある態様で Faurecia に協力することを約束する。サプライヤーは、データ主体から苦情を受け取ったときには直ちに Faurecia に通知する。

24.1.10 サプライヤーはまた、Faurecia から、データ主体による権利行使を許諾する旨の要請を受けた場合には、直ちに、対応することを約束する。また、データ主体が自己の権利を行使する正当な根拠となるすべての関連情報を Faurecia に提供することを約束する。さらにサプライヤーは、個人データの受領者に関するすべての関連情報を Faurecia に提供して、Faurecia が、個人データの処理についてデータ主体に通知し、データ主体の要求に対応できるようにすることを約束する。

24.1.11 サプライヤーは、個人データの入手先が Faurecia S.A. または 欧州連合所在の関連会社である場合、あるいは個人データが欧州連合加盟国の国民に関するものである場合には、下記を行うことを約束する。

- 個人データの処理を、欧州連合内または適用される規則の下で個人データを適切な水準で処理する第三国でのみ行うこと。
- サプライヤーが個人データを Faurecia から第三国に移転することの許可について個人データ保護当局（BCR など）から特別な決定を取得すること。

24.1.12 サプライヤーは、Faurecia から要請があったときはいつでも、サプライヤーに伝達された個人データの処理地、保管地、移転地についての地理的所在地を Faurecia に通知すること。

24.1.13 両当事者は、監督データ保護当局に対応できるよう（要求、管理、監査など）、協力することを約束する。この枠内で、サプライヤーは、Faurecia が、データ保護当局の要求事項および要請に対応できるように、必要な情報を遅延なく提供しなければならない。

24.2 セキュリティ

24.2.1 サプライヤーは、契約製品および／または契約サービスのため、Faurecia がサプライヤーに提供または Faurecia がサプライヤーにアクセスを許可したデータ（個人データであるかどうかを問わない）処理のセキュリティを確立させ、事故あるいは不正な破壊、喪失、改変または不正開示から保護し、特にデータの伝達がネットワーク内で行われる場合のアクセスを整備し、不正な処理あるいは権限を有しない者へデータが伝達されないように措置を講ずることを約束する。

24.2.2 前記の目的のため、サプライヤーは以下を約束する。

- 情報システムのセキュリティが、「最先端の」もので、少なくとも、契約製品および／または契約サービスおよび／または本件機器の製作および提供に十分な情報システムセキュリティを確保すること。
- 導入されている（物理的または論理的な）セキュリティポリシーを Faurecia に提示し、要請があれば、承認されている資格、権限、認証（ISO 27001 など）を提出し、適格性レベル、組織または技術管理能力を Faurecia に証明すること。これには、技術文書、年間リスク分析、情報セキュリティ実効性テスト結果などが含まれる。
- Faurecia のセキュリティポリシー、セキュリティ基準、セキュリティ手続を遵守すること。
- 最新技術の要件に従って、保管下の個人データを暗号化またはその他の実効性のある方法で保護すること。
- Faurecia または Faurecia の顧客との個人データ交換の際のセキュリティを確保し（暗号化、認証）、権限を有さない第三者が活用できないようにすること。

24.2.3 サプライヤーは、Faurecia に供給したすべての契約製品および／または本件機器および／または実施した契約サービスには、その日付において公表されている「脆弱性」（セキュリティ侵害あるいは攻撃を可能とする設計上の欠陥と定義される）は存在せず、Faurecia の個人データあるいは情報システム、Faurecia の顧客の個人データまたはその情報システムに有害となるものが含まれていないことを約束する。

24.2.4 サプライヤーが、供給した契約製品および／または本件機器または提供した契約サービスに新たな「脆弱性」が存在することを自ら、下請業者から、第三者から、または公表されている情報により察知した場合には、直ちに Faurecia に通知し、かかる脆弱性への対応あるいはその他の解決措置を取らなければならない。かかる対応または解決措置を実施する際には、提供される契約製品および／または本件機器および／または契約サービスの価格、性能、機能あるいは Faurecia の個人データ、情報システム、あるいは Faurecia の顧客の個人データあるいは情報システムへの影響があってはならない。サプライヤーは、脆弱性の種類を検討した後、速やかに解決策を提供しなければならない。

24.2.5 サプライヤーは、個人データのセキュリティおよび秘密保持に関して講じた措置および自らの諸義務の履行を証明する文書などについて、（法律に別段の定めがある場合を除き）トレーサビリティを提供し、少なくとも 1 年間証拠を保管することを保証する。

24.3 個人データ侵害

- 24.3.1 サプライヤーにセキュリティ事故または Faurecia の個人データ（または Faurecia の顧客の個人データ）の侵害があった場合、サプライヤーは、かかる事態を察知した際には、直ちに、Faurecia に通知するものとする。サプライヤーは、個人データ侵害の管理のため、年中無休、1日 24 時間体制で対応するものとする。
- 24.3.2 サプライヤーは、個人データ侵害があった場合、Faurecia を無償で支援し、しかるべき措置を講じるように協力する。これには、当該侵害を管轄当局および関係者に通知することが含まれる。これに関して、サプライヤーは以下を行うものとする。
- 法律上または規則上の手続について Faurecia をサポートすること。
 - 個人データ侵害の範囲を把握するため、すべての有益な情報を Faurecia に提供すること。
 - 個人データ侵害の保護および是正のために使用した手続並びに情報システムとデータセキュリティの保護に対する影響を速やかに特定すること。
 - 個人データ侵害に関する報告を規制当局、メディア、Faurecia の顧客および当該データ主体に対して行うにあたり、Faurecia と協力し、その内容について調整すること。

24.4 個人データの削除

- 24.4.1 本契約の有効期間中または本契約終了時において、サプライヤーは、Faurecia から要請があったときには、Faurecia の個人データまたは Faurecia の顧客の個人データの全部または一部を遅延なく削除および/または返却し、既存のコピーを削除しなければならない。ただし、欧州連合または加盟国の法律または他の国の法律により別段の定めがある場合を除く。
- 24.4.2 削除はセキュリティが確保された方法で（復活の可能性がなく）最終的に実施されるものとし、サプライヤーおよび下請業者がデータの処理に使用したすべての装置または情報システムを対象とする。
- 24.4.3 サプライヤーは、相当な期間内に、自己の下請業者にも同様の措置を講じさせなければならない、その証拠を Faurecia に提出しなければならない。

24.5 下請業者

- 24.5.1 サプライヤーが使用する下請業者は、個人データの処理に関して定められた下請委託に関する原則を遵守しなければならない、本契約、および、特に本第 24 条に定めるデータ保護義務、基準、セキュリティポリシーと同様の規定を定めておかななければならない。
- 24.5.2 サプライヤーは、伝達された個人データの処理とセキュリティに関して、下請業者の責任と義務を明確に定めた実施契約を下請業者と締結することを約束する。
- 24.5.3 サプライヤーは、個人データの処理およびセキュリティについて、本条に定める義務を下請業者が履行することに責任を負う。
- 24.5.4 サプライヤーは、Faurecia の個人データまたは Faurecia の顧客の個人データを処理する下請業者のリストを保持する。このリストは少なくとも年に 1 回、更新しなければならない。

25. サンプル、試作品、工具

- 25.1 サプライヤーは、本契約の枠組内で自己が製造しまたは他者に製造させる本件機器の所有権、権原、危険負担を Faurecia に移転しなければならない。所有権、権原、危険負担の移転は第 21 条により決定される。
- 25.2 本契約実施の目的で、Faurecia が本件機器をサプライヤーに使用させる場合、契約両当事者は、サプライヤーによる当該本件機器の使用に先立ち、賃貸借契約を締結しなければならない。契約両当事者が別途賃貸借契約を締結しなかった場合、法律の規定が適用される。かかる本件機械は、本契約の履行のためにのみ使用することができ、転貸、第三者への提供、複製、コピー、質権設定、担保権を設定することはできない。サプライヤーは、新たな本件機器の発売に適合する時間枠内で、当該本件機器の見直しが必要となる通常の損耗について、Faurecia に通知するものとする。
- 25.3 サプライヤーは、本件機器の見える場所にプレートを取り付け、識別番号、本件機器の所有者名、「Property of FAURECIA which may not be sold, transferred, or pledged」（FAURECIA 所有物につき、売却、移転、質権設定を禁ずる）という文言をサプライヤーの費用負担で表示しなければならない。

25.4 本件機器が Faurecia から提供された場合、サプライヤーは、本件機器の管理者として、本件機器を紛失、盗難、損傷、破損から保護しなければならない。サプライヤーは、慎重かつ注意深い使用者として、本件機器を正常な動作状態に維持し、異常な損耗および製造プロセスからの逸脱がないように責任を負う。サプライヤーは、新たな本件機器の発売に適合する時間枠内で、当該本件機器の見直しが必要となる通常の損耗について Faurecia に通知するものとする。サプライヤーは、本件機器の代替価額による補償に必要な保険に加入するとともに、本件機器により、第三者が被った損害を補償する賠償責任保険にも加入するものとする。サプライヤーは、本契約の有効期間中、少なくとも年1回、保険加入の証拠を提出するものとする。

26. 契約の終了

26.1 通常の場合

26.1.1 Faurecia は、遅くとも 3 カ月前までに、配達証明付郵便にて文書で通知することにより、理由を記述することなく、いつでも本契約の全部または一部を終了することができる。

26.1.2 サプライヤーは、遅くとも 6 カ月前までに、配達証明付郵便にて文書で通知することにより、理由を記述することなく、いつでも無期限の見計らい注文を終了することができる。連続納入については、本契約の終了と連続納入の終了予定日（EOP）の期間が2年以下の場合にのみ終了が認められる。交換部品の代替納入を行う義務は、期間の計算においては考慮されない。

26.2 契約違反による終了

サプライヤーが本契約の重要条項に違反した場合、当社は、配達証明付郵便にて、文書で、サプライヤーに対し、違反を停止し、違反により生じた重要な結果を是正すること、特に、(i) 本契約の履行のために適切な措置を取り、(ii) 相当な期間内にその他の必要かつ妥当な措置を取ること、を要求することができる。

当社は、前記の期間が終了し、かつサプライヤーが適切な措置および是正行為を取らなかった場合にのみ、本契約を終了できる。

26.3 顧客からの解除による契約終了

26.3.1 本契約が締結される原因となったプログラムが、顧客により（理由の如何を問わない）行われなくなった場合、当社は、配達証明付郵便にて、文書で通知することにより本契約を終了することができる。かかる終了は、解除通知の受領時に即時有効となる。ただし、強制力のある法令により別段の定めがある場合はこの限りではない。

26.3.2 本契約が締結されたプログラムについて顧客が当会社との納入契約を終了した場合には（理由の如何を問わない）、当社は、配達証明付郵便にて、文書で通知することにより本契約を終了することができる。当該通知期間は、通知の受領から 3 カ月とするが、いかなる場合にも、顧客が納入契約に従って遵守しなければならない通知期間を超えてはならない。

26.4 不可抗力が継続した場合による終了

本契約の履行が、不可抗力事由により妨げられあるいは停止された場合、かかる停止が2カ月以上継続したとき、不可抗力事由により契約義務の履行が妨げられなかった側の契約当事者は、妨げを受けた契約当事者に配達証明付郵便にて、文書で通知することにより、責任を負うことなく、もしくは、支払または補償義務を負うことなく、本契約を終了することができる。

26.5 「支配変更」があった場合の終了

当社は、本契約発効日後、サプライヤーが、直接的または間接的に、第三者により支配される場合には、配達証明付郵便にて、文書で通知することにより、本契約を終了することができる。本条で「支配」とは、サプライヤーの株式または株主総会および／または意思決定機関における議決権の50%以上を、第三者が、直接的または間接的に、取得することをいう。

27. 本契約の満了または終了の効果

本契約の条項のうち、その性質により本契約の終了後も効力を有する条項については、本契約の終了後も有効とする。このことは、本契約の終了事由を問わず適用される。

本契約が、その理由を問わず、終了した場合、サプライヤーは、当会社から要請を受けた場合には、本契約の履行に使用された、原材料、部品、仕掛品および／または契約製品の完成品および／または安全装置であって、契約終了の日に自らの占有下にあるものについては、相当な対価と引き換えに、速やかに当会社に納入しなければならない。

28. 不可抗力

28.1 不可抗力の場合、本契約の定める義務の履行を妨げられた契約当事者は、相手方契約当事者に対して責任を負わない。

28.2 いずれの契約当事者も、不可抗力が発生した場合、速やかに、相手方契約当事者に通知し、悪影響を最小限に抑えるために必要な措置を取らなければならない。

不可抗力を原因として、サプライヤーによる履行遅延または履行不能が継続している間、当会社は、契約製品および／または契約サービスの継続的納入の確保に必要なすべての措置を取ることができる。これには、契約製品および／または契約サービスを自ら製造し、または、実施し、または他の供給源から契約製品および／または契約サービスを調達することが含まれるがこれらに限定されない。

28.3 なお、サプライヤーについては、自らの供給業者または下請業者の遅延を理由にすることは認められないが、本条の定める不可抗力事由にあたりとみなされる場合は、この限りではない。

29. 適用法-法的管轄

29.1 日本法が適用される。法律の抵触に関する規定および国際物品売買契約に関する国際連合条約の規定は適用されない。

29.2 特に本契約の解釈、履行、終了に関する意見の相違がある場合には、契約両当事者は、調停手続または第 29.3 条に従って行う裁判手続に先立ち、和解により解決する努力を行う。

29.3 担保請求権および被告が複数存在する場合を含め、紛争が 60 暦日以内に和解により解決できなかった場合、契約両当事者は、第一審の専属的合意裁判所である東京地方裁判所（日本の東京都に所在）に提訴することに同意する。

30. 一般規定

30.1 下請業者

サプライヤーは、当会社が事前に文書で同意した場合にのみ、契約製品および／または契約サービスあるいはその一部の提供のために下請業者を使用することができる。サプライヤーは、下請業者が適切にトレーニングされ、本契約の条項（特に秘密保持義務）を遵守するよう、契約あるいは組織により義務付けなければならない。

当会社の同意があった場合でも、サプライヤーの責任は制限されない。サプライヤーは、下請業者の作為および不作為に対して無制限で責任を負う。

30.2 債権の譲渡

サプライヤーは、当会社からの事前の文書による同意なく、本契約にかかる債権を第三者に譲渡してはならない。当会社は、不当にかかる同意を拒否してはならない。サプライヤーの供給業者の権限について長期に留保がなされている場合、別途の文書通知を行うことで同意がなされたものとみなす（納品書あるいはインボイスによる通知では不十分）。サプライヤーが、必要な同意なく当会社に対する債権を譲渡した場合、当会社は、自由裁量により、サプライヤーまたは当該第三者への履行義務が解除されたものとみなすことができる。

30.3 相殺と留保

法律で許可されている場合、サプライヤーが当会社に対する債権を相殺できるのは、当会社が承認して債権または裁判により確定された債権のみである。これは、サプライヤーの留保権に準用される。

30.4 契約両当事者の関係

文書で別段の明示の合意がある場合を除き、本契約が下記にあたるものと解釈してはならない。

- 事実上の会社、ジョイントベンチャー、代理店、社団、協会など、何らかの関係性を契約両当事者間に創設するもの
- 当会社と関係会社の間、または関係会社同士に連帯責任を生じさせるもの
- いずれかの契約当事者が、第三者に対して、いずれかの義務に関して自己が相手方契約当事者の代理人、代表者、その他により相手方契約当事者に義務を課したり、拘束したりする権限があるものとして行為または宣言することを許可するもの。
- 製品の納入およびサービスの提供に関して、サプライヤーの利益となる独占契約となるもの

30.5 本契約の譲渡

当会社は、本契約の全部または一部を、自己の関係会社に対し、または、当会社あるいはその関係会社の該当部分を取得した第三者に対して譲渡する権利を持つ。サプライヤーは、かかる第三者が継続的に契約義務を履行することができない可能性が高いという事実を証明した場合には、かかる譲渡の後、相当期間内であれば、本契約を終了することができる。

サプライヤーは、当会社が事前に承認した場合には、本契約の全部または一部を譲渡することができる。

30.6 可分性条項

本契約のいずれかの条項が、裁判所の判決、仲裁裁定、競争規制当局の決定、その他の規制当局の決定により、または適用される法律により、無効、違法、執行不能、または、適用法への違反とされた場合、かかる本契約の条項は、法令要件に適合する必要な範囲においてのみ縮小および制限され、本契約の他の条項は、一切影響または妨げを受けず、効力を維持する。かかる場合、両当事者は、無効、違法、執行不能または適用法への違反とされた条項を、適用法に従って両当事者の当初の意図に可能な限り近い有効な条項に置き換えるよう誠実に再交渉しなければならない。

30.7 日付および営業日

別段の定めがある場合を除き、

- すべての日付はグレゴリオ暦による。
- 営業日とは、1 週間の日から、当会社の本店登記場所での土曜日、日曜日、休日を除いた日をいう。
- 物理的数値については、国際度量衡局の国際単位系（SI）が適用される。

30.8 権利放棄

契約両当事者が、本契約または法令に起因する権利を行使しない場合、あるいは相手方契約当事者がかかる権利の行使を要求しなかった場合、当該契約当事者によるかかる権利の行使への権利放棄とはならない。契約当事者は、かかる権利を継続して主張することができる。

30.9 原産地証明

サプライヤーは、毎年 1 月 15 日までに、長期取引関係にある自己の供給業者からの欧州理事会規則（EC）第 1207/2001 号に従った契約製品にかかる特恵原産地宣言書を提出しなければならないほか、毎年 1 月 15 日までに、要請されなくても関係文書を当会社に提出しなければならない。かかる宣言はそれぞれの暦年を通じて（当該年の 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）有効でなければならない。変更が生じた場合、サプライヤーは、速やかに当会社に通知し、要請されなくても新規に長期供給業者の宣言書を提出しなければならない。

30.10 言語

本 GPC は、英語版により作成される。日本語和訳を参照目的で作成することができる。英語版および日本語和訳との間に齟齬がある場合、英語版が優先して適用される。